

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市文化会館
所在地	八尾市光町二丁目40番地
所管課	人権文化ふれあい部文化国際課

指定管理者	名称	公益財団法人八尾市文化振興事業団
	代表者	理事長 原 正憲
	住所	八尾市光町二丁目40番地
指定期間	平成31年4月1日 ~ 平成33年3月31日(2年間)	

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>協定書、事業計画書等に基づき確実に事業を実施した。また、利用者からの意見・要望をアンケート等で把握し、その都度可能な限りで対応した。</p> <p>また、八尾市文化会館プリズムホール開館30周年記念誌「共創の軌跡Ⅱ」を発刊し、この10年の活動の内容とともに実績や方針などを広く知らせることができた。</p> <p>【利用者アンケート(利用者の満足度等)】</p> <p>①調査の概要(調査対象、調査時期、調査方法、回答状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 文化会館施設利用者と事業鑑賞者 ・調査時期 令和元年12月1日～令和2年2月9日 ・調査方法 施設利用者：ホール、会議室等の利用者に配布し、利用終了時に回収。 鑑賞者：主催事業の鑑賞者に配布し、鑑賞終了時に回収箱にて回答を得る。 ・回答状況 施設利用者：100枚配布し、76枚回収(回収率：76.0%) 鑑賞者：1,986枚配布し、1,014枚回収(回収率：51.1%) <p>②アンケート結果の概要(利用者の満足度等)</p> <p>「施設を利用・来館した総合的な感想」として施設利用者で90.8%、鑑賞者で79.4%の方が満足されており、毎年高い水準を維持している。</p> <p>特に「職員の対応のよさ」についての満足度は、施設利用者からは94.7%、鑑賞者からは75.4%と高い評価を受けている。</p>	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>施設利用状況については、継続して高い稼働率が維持されており、利用料金収入の安定的な確保につながった。また、芸術文化事業の実施にあたっては、文化庁等の助成金の活用により、第2次八尾市芸術文化振興プランの実現に向けて、学校や地域へのアウトリーチ事業を充実させるなど、より多くの市民が芸術文化にふれることができる機会が提供された。</p>	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
<p>建物・設備の点検・保守については、仕様書に基づいて行われ、市にも適正に報告されており、修繕についても、業務に支障が出ないよう適正に行われている。清掃も適切に行われている。避難訓練については、プロの出演者と入場者を交えた実際の演奏会による「避難訓練コンサート」を新たに実施した。</p> <p>また、月次でのコスト管理による節電をはじめとする経費縮減に向けた取り組みも行われている。</p>	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
<p>団体としての経営状況については、安定的に推移しており、業務執行体制にも問題はない。</p> <p>職員の人材育成は熱心に行われており、専門知識や障がい者対応能力の向上に関する研修の実施をはじめ、職員の各所への講師としての派遣も行った。</p> <p>また、施設の管理運営や事業の実施にあたっては、事業・収支計画に沿って、市とも緊密な連携を図りつつ実施された。</p>	S

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
<p>指定管理者として条例等の主な関連法令を把握し、それに沿った運営管理を行った。</p> <p>また、環境マネジメントシステム活動（KES ステップ1）については3つの環境管理重点テーマを定め、「電気使用量の削減」、「グリーン購入促進活動」、「会館周辺の掃除啓発活動」を実施している。</p>	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a × b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	97.5% (S)	40	39
2	公の施設の効用発揮	89.5% (A)	7.5	6.7
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	97.4% (S)	30	29.2
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	96.2% (S)	15	14.4
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	94.4% (S)	7.5	7.1
合計			100	96.4

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	---

【モニタリング内容の総括】

全体を通じて、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が行われている。

開館後 30 年以上が経過した文化会館では、施設・設備の老朽化が進んでいることから、管理運営面でも特段の配慮が求められるところであるが、日頃から丁寧な点検等を行い、異常を早期に発見し対応することで、安全に施設運営が行えていることは評価できる。

さまざまなサービスの向上に努めており、東大阪市の文化会館が新たに開館したとはいえ、稼働率についても高い水準を維持していることは、利用者の視点に立った貸館サービスの表われであり評価できる。

各事業においては、第 2 次八尾市芸術文化振興プラン実現に向けて、アウトリーチ事業の展開や「吹奏楽のまち 八尾」に関する取り組みなど、市民に芸術文化の魅力を伝える幅広い事業展開を行い、本市の芸術文化振興に寄与した。

令和元年度の決算状況については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月 3 日から臨時休館の措置を取り大幅な減収となったが、経費縮減に努めたことにより黒字を確保できた。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価が S または A となるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価が S となる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価が A となる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。